



Title	公教育と親の教育権（ 2 ） - アメリカ合衆国におけるその保障と制約原理 -
Author(s)	大島, 佳代子
Citation	北大法学論集, 43(1), 127-158
Issue Date	1992-09-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15473
Type	bulletin (article)
File Information	43(1)_p127-158.pdf



[Instructions for use](#)

公教育と親の教育権（二）

— アメリカ合衆国におけるその保障と制約原理 —

大島 佳代子

目 次

- 序論
- 第一節 本稿の目的と射程
- 第二節 アメリカ合衆国における教育制度
- 第一章 就学義務と親の権利
はじめに
- 第一節 義務教育法の合憲性
- 第二節 私立学校選択権
- 第三節 中等教育就学義務拒否権
- 第四節 家庭教育選択権

第五節 危険な学校への就学拒否（以上第四二卷第一号）

第二章 教育課程と親の権利

第一節 教育課程の目的

第二節 コモン・ロー上の親の教育権とその制限

第三節 修正第一四条による親の教育権の保障とその意義

第四節 宗教的理由に基づく教育課程の履修拒否

第一項 国旗敬礼行事への参加拒否

第二項 性教育の履修拒否

第三項 体育の履修拒否

第四項 視聴覚機器を使用した授業の履修拒否（以上本号）

結論

第二章 教育課程と親の権利

カリキュラム

第一節 教育課程の目的

公立学校でどういう課目が教えられるべきかについては、すべての州が制定法で定めている。¹ そしてそれを受けて、教育課程に関わる詳細な事項の決定のほとんどが地方教育委員会に委任されている。²

州または教育委員会は、教育課程を共同体の規範に対する社会化的効果的手段とみなしてきた。³ つまり、本来、公立

学校は生徒の市民性を育成する目的で存在しているので、そこで教えられる教育課程は、よき市民・生産的市民を育成するという共同主義的(*collectivistic*)¹⁴目的を達成するのに重要と思われる特別な価値を、伝え育むために利用され得るというのである。また、この他にも、教育課程の目的として、子ども達が将来職業に就くために必要な基礎知識を修得させるとか、充実した私生活を送るための準備であるといったことが指摘されている。¹⁵

そこで、教育課程を通して明らかにされる社会的・政治的・宗教的価値等が、ある親たちにとっては共有できない場合が生じてくる。¹⁶そのような親の個人的価値に基づく教育課程に対する反対は、我が子の人格的成長に対する親の利益に由来し、親が我が子に教え込もうとしている価値をある教科が侵食する可能性があるとか、そのような価値に反するものであるという親の判断に基づいてなされている。¹⁷

つまり、公立学校教育を通して社会的な目標を達成するために教育課程を利用しようとする州の教育権限と、コモン・ロー上認められてきた親の教育権との権限配分の問題——予定されている教育課程に親が反対している場合、州の教育権限と親の教育権のいずれが優越するののかという問題——が生じてくるのである。そこでまずは、この点に関するコモン・ローの先例をみてみることにする。

註

- (1) Project, *Education and the Law* : State interest and individual rights, 74 Mich. L. Rev. 1373, 1423-24 (1976).
- (2) *Id.* at 1424.
- (3) *Id.*
- (4) *Id.* at 1424-25.
- (5) Hirschoff, *Parents and the Public School Curriculum* : Is there a right to have one's child excused from objectionable instruction?

50 S. Cal. L. Rev. 871, 874-875 (1977).

(6) Hirschhoffによれば、教育課程に対する親の反対には、親の個人的な価値観に基づく反対の他に、教育的な反対がみられるという。それは、例えば、我が子の身体的・精神的発達が学校によって与えられる教科案(course of study)と異なるものを要求しているとか、用いられている教授法が自分の子どもにとって妥当でないとか、我が子がある授業に出席することは時間の浪費であるといった親の判断に基づいてなされる。具体的には、我が子にとって性教育が有益となるほど我が子の成長が十分でないことを理由に、親が性教育に反対しているような場合である(Hirschhoff, *supra* note 5, at 875)。

(7) Hirschhoff, *supra* note 5, at 875.

第二節 コモン・ロー上の親の教育権とその制限

一九世紀末から今世紀初頭にかけて、コモン・ロー上の親の教育権を根拠に、ある教育課程の履修拒否の可否を争った判決においては、州の教育権限と親の教育権のいずれが優越するののかという論点に一定の解答が与えられているようには思われない。

親の教育権に好意的な判決は、義務教育法が制定される前の段階では教育が義務でないことを理由に履修拒否を認めているし、また多くの場合、子どもの最善の利益をよりよく代弁し得るのは親であるとの判断に基づいて判決がなされているといえる。これに対して、州の教育権限に好意的な判決には、公教育制度の下にあっては、ひとたび入学した生徒の教育に関して学校関係当局の完全なコントロール権が及ぶという判断が前提としてみられるように思われる。

① *Morrow v. Wood* (1874).⁽¹⁾

本件は、息子に帳簿づけの訓練をさせるには正書法(orthography)・読み方・書き方・算数を学習すれば足り、地理(必修科目であった)を学習する必要はないとする父親の指示に従った生徒が、教師により体罰を受けた事件である。ウィスコンシン州第一審裁判所は、履修課題について親と教師の見解が対立した場合には教師の権限が優越し、教師は体罰に訴えてでも生徒に命令服従させる権能を有すると判断した。これに対し、同州最高裁は次のように述べて原判決を破棄し、親の拒否権を認めた。すなわち、「教師の子どもに対する排他的かつ至上の権限と、父親の意に反する教科を強制する権利はどこから生じるものだろうか。親が、息子が学ぶべき教科について決定する権利を有すると主張し教師の判断に従うことを拒否している場合に、子どもを学校に通わすことによつて親は暗黙裡に教師に対してかかる権限を付与したのだという主張は根拠がないように思われる」。

本事件に代表されるように、親の履修拒否を認める初期の判例は、学校への就学が義務ではないとの理由づけに特徴がみられる³⁾。そもそも本件の舞台であるウィスコンシン州で最初の義務教育法が制定されたのは一八七九年のことであり、本判決から五年を経た後のことである。しかしながら義務教育法が制定された後も、次にみるように比較的容易に親の履修拒否が認められてきている。

② *State ex rel. Shelby v. School District No. 1* (1891).⁽⁴⁾

本件では、自分が学生時代に教えられたように教えられていないことを理由に娘の文法の履修を拒否した父親の教科選択権が支持された。ネブラスカ州最高裁は次のように判示している。すなわち、「子どもが学校で履修すべき教科を

決定するのは誰なのか。生徒の福祉に単に一時的に関与する教師であろうか。それとも、子どもの幸福を最大に促進する課程の履修を願う親であろうか。父親は確かに、我が子の心身の能力を知り得るより多くの機会に恵まれている。…本件のように父親は、我が子が学校に就学する一方で、個人教師から音楽や絵画のレッスンを受けて欲しいと望むこともできる。このように父親はそうする権利を有している。それ故、我が子が履修すべき教科を決定する親の権利は、教育委員会 (trustees) や教師のそれに優越する⁽⁵⁾。

本件は先例として、Morrow v. Wood (1874) 判決や Trustees v. People (1877) 判決等⁽⁶⁾を引用しているが、これらはネブラスカ州義務教育法が制定される (1887) 以前の判例である。本件には義務教育法制定の影響はみられない。従来どおり、親は最も子どもの幸福のためになる課程を履修するよう望んでいること、また、子どもにとって何が最善であるかをよりよく知り得ること、換言すれば、親の自然的な教育権を根拠に優越的な教科選択権が認められているといえる。そして、次の Thompson 判決では、かかる親の教育権が、学校制度の効率性を妨げない限り、最大限行使できると認められた。

③ School Board Dist. No.18 v. Thompson (1909).⁽⁷⁾

本件は、両親の指示に従って唱歌 (singing lesson) の履修を拒否したために退学させられた児童の親が、学校当局に復学を求めて提訴した事件である。学校側の弁護士は、親が我が子の教育について全面的に監督権を有しているというコモン・ロー原理は、州憲法の義務教育規定によって完全に消失したと主張した。これに対し、オクラホマ州最高裁は次のように述べ、親の履修拒否権を認めた。すなわち、「コモン・ローは親、とりわけ父親にその子の教育を含む最高

監督権を付与した。制定法によって修正されている場合を除き、この権利は現在も親に存する¹⁸。更に、同裁判所は憲法の義務教育規定と親の拒否権との関係について、次のように判示している。すなわち、「学校制度に係る諸法は、制度の効率が妨げられない限り、親が子どもに対して権限を最大限行使できるように定めている。コモン・ロー原理の唯一の例外は、教育の手段が他に講じられない限り、八歳から一六歳までの心身の健全なすべての子どもに年間最低三ヶ月間、公立またはその他の学校に就学することを強制した州憲法の規定である」¹⁹。

しかし、他方では、親の意思に関わりなく、特定課目の履修を生徒に要求する権限を教育委員会に認める判例も少なくなかった¹⁹。

④ Sewell v. Board of Education (1876)²¹

本件は、合理的な理由なく修辞学の課題を拒否した生徒を停学にする旨定めた規則に基づき停学処分を受けた生徒の父親が、損害賠償を求めた事例である。オハイオ州最高裁は、生徒を停学にした教師の行為は教育委員会の権限とその同意の下に行われた行為であり、学校の最善の利益と福祉を考慮した結果であるとして、教師および教育委員会の損害賠償責任を否定した¹²。

⑤ Kidder v. Chellis (1879)²³

本件は、書き方と朗読の課題を指定された期日までに仕上げなかったために停学処分に付された生徒が、教師を相手どり損害賠償を求めて提訴した事例である。ニューハンプシャー州最高裁は、次のように述べて、違法な停学処分は存

しなかつたと判示した。すなわち、「生徒たちがどのような学科を習得すべきか、あるいはどのような課題を行うべきかということを決定する親の権利を認めることは、学校の秩序を乱し学校を実質的に無用のものとするであろう。親の要望を聞くことが賢明であるとしても、私立・公立を問わず、学校におけるあらゆる分類わけを妨げ体系を破壊するような親の権限 (Parental authority) を法的に導き出せるということとはできない」¹⁵⁾。

⑥ State v. Webber (1886).¹⁶⁾

インディアナ州のラ・ポルタ市では、教育長が教育委員会の承認を得て、すべての高校生に対して音楽を必修とする規則を制定した。原告の息子は父の指示に従って、規則に反して音楽の履修を拒否したために退学処分が付された。そこで、父親は退学処分の取消と復学を求めて提訴した。父親が規則に従わない理由として挙げたのは、音楽の履修が息子の最善の利益となるとは信じていない故に履修させたくないというものだけであった。インディアナ州最高裁は、まず、問題となるのは「当該規則が法によって市の教育委員会に付与されている裁量権の有効かつ正当な行使であったかどうか」¹⁶⁾という点であると述べている。そして更に、次のように述べ、原告の訴えを退けた。すなわち、「本件で問題となっている規則は、法によってラ・ポルタ市教育委員会に付与された裁量権の範囲内である。また、当該規則は合理性を欠く規則でもない。従って、正当な理由がなければ生徒はそれに従うよう法的に要求される」¹⁷⁾。

このように、ある特定の課目の履修を拒否した生徒を退学させる権限を教師や教育委員会に認めた判決は、子どもが履修すべき学習事項を選択する親の権利についてほとんど考慮していない。その場合、裁判所はむしろ教育委員会の懲戒権の側面から、これらの問題を考えてきているように思われる。しかしながら、そうであるなら尚更のこと、安易に

教育委員会の裁量を認めるのではなく、親に選択権を認める方向で考えることが重要なのではないかという指摘¹⁸⁾には首肯し得る。

しかし、親の教育権に優越性を認めるにせよ、州の教育権限を尊重するにせよ、いずれの立場の理由づけもその優越性を決定的にする程の説得力を有するものとは思われない。とはいえ、「今世紀の変わり目の時期においては、親は自らの反対する公立学校教育を我が子に受けさせないことができるのは親の権利行使が学校の効率性や善良な秩序^{good order}に影響を及ぼさずまた他の生徒の権利を侵害しない場合に限られるとの原則¹⁹⁾が、州裁判所の支配的な見解であった」と指摘する論者もある。そして、義務教育法の定着と共に、州の教育権限に優越性を認める判決はもちろん、親の教育権に優越性を認める判決にも公教育制度の枠内で親の教育権を保障しようとする傾向がみられるようになる。

公教育制度が整備され始めた当初、自然的な親子関係を前提とし、我が子をどのように育てるか親の自由であると、我が子を学校に通わせない自由も、親が反対する授業を受けさせない自由も、コモン・ローで認められた親の教育権の内実と考えられていた²⁰⁾ことからすれば、公教育制度の発展、とりわけ義務教育法の制定は、コモン・ロー上の親の教育権に一定の枠を設定したといえることができる。

そして、かかる傾向は、親の教育権が連邦憲法上問題とされるように至り、更に増大するのである。

註

(1) 35 Wis. 59, 17 Am. Rep. 417 (1874).

(2) 17 Am. Rep. at 474.

(3) Moskowitz, *Parental Rights and State Education*, 50 Wash. L. Rev. 623, 637 (1975). See, e. g., *Rulison v. Post*, 79 Ill. 567

- (1875).
- (4) 31 Neb. 552, 48 N.W. 393 (1891).
- (5) 48 N. W. at 395.
- (6) 87 Ill. 303, 29 Am.Rep. 55 (1877).
- (7) 24 Okla. 1, 103 P. 578 (1909).
- (8) 103 P. at 579.
- (9) *Id.* at 581.
- (10) *See, e. g.*, Guernsey v. Pitkin ; 32 Vt. 224, 76 Am. Dec. 171 (1859), Samuel Benedict Memorial School v. Bradford ; 111 Ga. 801, 36 S. E. 920 (1900).
- (11) 29 Ohio 89 (1876).
- (12) *Id.* at 90.
- (13) 59 N. H. 473 (1879).
- (14) *Id.* at 476.
- (15) 108 Ind. 31, 8 N. E. 708 (1886).
- (16) 8 N. E. at 711.
- (17) *Id.* at 712.
- (18) EDWARDS, THE COURTS AND THE PUBLIC SCHOOLS, 597 (1971).
- (19) この原則の「学校の効率性や善良な秩序に影響を及ぼさない」または「他の生徒の権利を侵害しない」という要件は、親が我が子に対して特別な教育(special instruction)を施すよう要求することや、他の生徒の学習を妨害するような教育を我が子に施すよう要求することを妨げるものではない(Hirschhoff, *Parents and the Public School Curriculum : Is there a right to have one's child excused from objectionable instruction?*, 50 S. Cal. L. Rev. 871, 889-90 (1977))°

そもそもアメリカ合衆国では、親の請願による教科開設を州法上認めている州が存し、その解釈を巡って訴訟も提起されている。例えば、State v. School District of Nebraska City (99 Neb. 338, 156 N. W. 641 (1916)) 事件では、親の請願に

よる外国語授業の開設は請願者の子どもたちが開設される授業を受けることを条件とするものかどうかが争われた。外国語授業の開設請願について定めた州法は開設に必要な請願者数を五〇名以上としていたが、地方教育委員会は、請願者数六四名のうち四九名の親または後見人には我が子または被後見人が開設される授業を受講するかについての確信がないという調査を根拠に、有効な請願者数は一五名なので本請願は無効であるとした。これに対し、ネブラスカ州最高裁は、州議会は五〇名以上の親または後見人に対して、その子どもまたは被後見人の受講意思を明示させることまでも意図したものではないと判断した。また、*Johnson v. School Committee* (330 N. E. 2d 478 (Mass. 1975)) 事件では、高校の正課程として自動車運転教育を要求した親の請願を教育委員会が拒否したことが問題となった。原告らは、一九七二年の一般法第一三項(General Laws c. 71, § 13)の規定を根拠に(同項は課程の開設請願の要件について定めてある)請願を行った。ところが、第一三D項が自動車運転教育について別に定めていた。つまり、自動車運転教育は安全教育の一環として教育課程に組み入れることができ、その内容は自動車登録官の協力を得て教育委員会が定めなければならないと規定していた。そこで、教育委員会は、運転教育課程は第一三項によって開設される課程ではなく、第一三D項によって規定された教育委員会の裁量事項であると主張した。これに対して、マサチューセッツ州最高裁は、教育委員会が運転教育を正課程として開設していない場合は、第一三項により親は開設要求ができる」と判示した。

教科の開設要求の他にも、我が子の教育情報へのアクセス、教科書選択への関与等が州法上認められている。これら親の教育要求権について検討する場合、その手続的保障が重要な論点となる。具体的には、どういう場合に親の要求を聞き入れる(関与する)機会を設けるのか、そしてどの程度まで親の要求を容れるのか、また親の要求が州の決定権限に優位するのはいかなる場合か等が検討されなくてはならない。更に、親の教育要求権は、親個人の権利として用いられる場合と親集団の権利として用いられる場合とがある。例えば、ある教育課程を廃止すべきだとする親集団と、存続すべきだとする親個人の権利主張という形で現れてくる。その際に、どのようにして両者の権利を調整するのかという新たな課題も生じてくる。このように、親の教育要求権については、とりわけその手続的な保障に関わって検討されるべき問題が多く残されている。今後の課題としたい。

(20) *Hirshoff, id.* at 886.

(21) *See id.* at 885.

第三節 修正第一四条による親の教育権の保障とその意義

教育課程に関わる事件で初めて連邦最高裁に係属したのが、Meyer v. Nebraska 事件(1923)¹⁾である。

本件では、公立私立を問わず高校以下で英語以外の言語を教えることを禁じたネブラスカ州法の合憲性が争われた。本法の立法趣旨は、外国語を学ぶことで外国の影響を受け(移民にとっては母国語で教育を受けること)、それによってアメリカ人としての態度や忠誠心の育成に弊害がもたらされることを避けることにあった。²⁾そこで教区小学校でドイツ語の教師をしていた Meyer が、本法は連邦憲法修正第一四条によって保障されている自由に反するとして提訴したのである。

ネブラスカ州最高裁はこれらの手段は州の安全および一般福祉と一致するものであると是認したが、連邦最高裁は次のように述べ、州最高裁判決を覆した。すなわち、「アメリカ人は、常に教育と知識の獲得を最も重要なこととみなしてきた。子どもをコントロールする権利に付随して、生活するのにふさわしい教育を我が子に与えるのは親の自然的な義務である。(しかし)実際には、若者の教育は特別な資格を有する者によって学校においてのみ可能である」³⁾。そして、「単なるドイツ語の知識は有害であると合理的にみなし得ない」⁴⁾ために「Meyer がドイツ語を教える権利、また、我が子にドイツ語を教育するために彼と契約を結ぶ親の権利(the right of parents to engage him so to instruct their children)は、我々が思うところでは、連邦憲法修正第一四条の『自由』の範囲内である」⁵⁾。そして更に、「本件で問題となっている州法は八学年に達しない生徒に対して外国語を教えることを禁じているのであるが、ネブラスカ州最高裁は、いわゆる古典語や現代では通用しなくなった言語は当該州法の精神もしくはは目的の範囲外であると判示している。つまり、ラ

テン語、ギリシャ語、ヘブライ語は禁止されていないが、ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語、その他の外国語の教授が禁止されることになる。これは明らかに、当該州法が現代語を教える教師の職務遂行を実質的に妨害し、生徒から知識を獲得する機会を奪い、我が子の教育をコントロールする親の権利 (the power of parents to control the education of their own) を侵害しようとするものである」と結論づけた。⁽⁹¹⁷⁾

つまり、連邦最高裁は、教師が職務を遂行する権利および我が子を教育するために彼 (Meine) と契約を結ぶ親の権利が、修正第一四条のデュー・プロセス条項によって保障された「自由」であることを認めたのである。

本件はまた、傍論部分で、修正第一四条の保障する「自由」について述べていることでよく知られている。すなわち、「……単に身体的な拘束からの自由に留まらず、個人が契約し、生活のために職業に従事し、有益な知識を獲得し、結婚し、家庭を築き、子どもを養育し (bring up children)」、自己の良心の命ずるところに従って神を礼拝する権利や、更には、通常自由人による正当な幸福追求に不可欠なものとして長い間コモン・ロー上認められてきた特権を享受する権利を指している」⁽⁹¹⁸⁾。

本稿との関連でいえば、本件において、子どもを養育する権利が修正第一四条によって保障される「自由」であると明言されたことは重要である。けれども、このことは直ちに、コモン・ロー上認められていた親の養育権のすべてに対して連邦憲法上の保護が及ぶことを意味しない。連邦憲法上保障された子どもを養育する権利といっても、その具体的内実は何なのか明らかになる必要があるからである。本件で連邦最高裁が具体的に述べているのは「我が子に教育を与えるために親が教師と契約を結ぶ権利」であるが、通常は、本件によって親の我が子の教育をコントロールする権利 (to direct the education of their children) が修正第一四条を根拠に認められたと説明されている⁽⁹¹⁹⁾。そして、この二年後の Pierce 判決において、コントロール権の具体的中身として私立学校選択権が認められたことは、第一章第二節で

みたとおりである。

他方、州裁判所レベルでは、すでに一九二一年の *Hardwick* 判決において、*Meyer* 判決の兆しがみえていた。

① *Hardwick v. Board of School Trustees* (1921).¹³

本件は、親の宗教上の理由によってダンスの履修を拒否したために退学させられた子ども達（一三歳と九歳の姉弟）の復学を求めた事件である。カリフォルニア州控訴裁は、まず、本件の重要な論点は信教の自由に関わるものではなく、モラルの問題や良心の自由——これらは、人は他者と異なる意見を持つたり、それを実践したりする自然的権利または憲法上の権利を有しているのかという主題と関連している——であり、また親の監督権とも関連する問題でもあると指摘している¹³。つまり、家庭において親が自らの信ずるところに従って子ども達を教育する際、子ども達が親の教育方針や内容に即して行動するよう要求することは当然のことであるというのである。そして更に、次のように判示して親の履修拒否権を認めた。すなわち、「州は、親の権威から多少なりとも子どもを遠ざけるような権限を州の機関に授与したり、または自らそのような法律を制定する権限を有しているであろうか。……この問題に肯定的に答えることはつまり、正当な範囲内で我が子を管理監督する親の自然的権利はもちろん憲法上の権利をも否定するような「州の」権限が、家庭生活にまで及ぶことを認めることになる¹³」。

本件では、「正当な範囲内で我が子を管理監督する親の憲法上の権利¹⁴」が認められたと解される。その際に「正当な範囲内で」との留保がつくのであるが、本判決はその点について具体的に述べていない。具体的な基準が提示されるのは、一九二七年のコロラド州最高裁判決（*Stanley* 判決）によってである。

② *People ex rel. Vollmar v. Stanley* (1927).¹⁵⁾

本件は、親の履修拒否権を連邦憲法上の権利として確立した最初のケースであるといえる。

本件では、朝活動の一環として、各教室で教師が欽定英訳聖書(King James version of the Bible)を注釈なしで読み聞かすよう定めている教育委員会規則が問題となった。ローマカトリック教徒である原告の子ども達は、聖書講読の時間に教室から退出することを認められていなかった。そこで原告は、欽定英訳聖書を注釈なしで強制的に読み聞かすということは、連邦憲法修正第一四条第一項およびコロラド州憲法に反するものと主張し、教育委員会規則の廃止を求めた。コロラド州最高裁は、教育に関する州、子ども、親の権利について簡潔ながらも次のように厳密に述べ、¹⁶⁾ 原告人(原告)の履修拒否権を認めた。すなわち、

(1) 州は自らの存続のために子どもに教育を受けさせることを要求できる。このことは説明を要しない。

(2) よき市民性の育成にとって、明らかに不可欠な課目は教えられなければならない。従って、その当然の結果として、そのような課目はあらゆる子どもに必修とすることができる。

(3) 私立学校を経営する権利および場所・時期・内容・教師の点で親が最善だと判断するような条件の下で我が子が教えられる権利は、合衆国憲法修正第一四条第一項によって保障されている自由のひとつである。

(4) (3) の親の権利は、(1) および (2) の制限に服するものであり、また、教師と教育の行われる場所は立派でなければならぬし、教えられる内容が不道徳であったり公共の福祉に反するものであってはならない。

(5) 不道徳な内容や公共の福祉に反する内容を教えることを——たとえ、それがひとつの道徳として、また宗教的義務として教えられるべき事柄(例えば、一夫多妻のような)であったとしても——州は禁止することができる。

(6) 親が自ら善しとすることを子どもに教えることができるならば、彼らが有害と思うことを子どもに教えるのは

拒否できる。但し、それが、よき市民性といった必要不可欠な事柄、つまり教えられなければならないことであれば拒否できない。その必要不可欠な事柄は、各学区の教育委員会が第一義的に決定し、紛争が生じた場合には裁判所が決定しなければならぬ。従って、いかなる課目が不道徳であり公共の福祉に反するかについても、教育委員会が決定し最終的には裁判所が決定することになる。

要するに、州は自らの存続のために子どもに対し教育を受けるよう要求でき、よき市民性の育成に不可欠な課目を必修課目として定めることができる。しかし他方、親にも憲法上の権利として、我が子が履修する内容等を選択する権利が存する（それは連邦憲法修正第一四条によって根拠づけられている）。しかし、その権利は「よき市民性」の育成のために制約され得るものであり、よき市民性の育成のために不可欠な事柄を決定するのは、第一義的には教育委員会の権限であると判示されたのである。

公教育制度の定着と共に、それが果たす役割が次第に大きくなってきたことは無視し得ないところである。その場合、個々の親の意見をひとつひとつ取り入れることは不可能に近いであろう。その意味で Stanley 判決が「州にはよき市民性の育成にとって不可欠な事柄を教える権限がある」と述べ、親の教育権行使の一定の限界として提示したことはそれなりの合理性があるように思われる。しかし新たに、よき市民性の育成にとって不可欠な事柄とは一体何なのかという問題が残された。¹⁷ 他方、公教育が子ども個人的な成長に州の選んだ方法で積極的に関与する場合には、子どもが何を知るべきなのかということよりも、州は親の価値観と相容れないような価値観を子どもに教えることができるのかというの方がより問題となってくる。¹⁸ 課目の選択はしばしば価値観と密接に関わっている。そこで時代が下がると、¹⁹ 教育課程の履修拒否の問題は、その課目を通して教えられようとしている価値観——とりわけ宗教的価値観——に焦点が

当てられるようになる。換言するならば、親がその宗教的価値を理由に、ある特定課目を拒否することができるかということである。項を改めて検討する。

註

- (1) 262 U. S. 390 (1923).
- (2) *Id.* at 397-398.
- (3) *Id.* at 400.
- (4) *Id.*
- (5) *Id.*
- (6) *Id.* at 400-401.
- (7) 恐らくこの部分を捉えて、教師の職務遂行権、子どもの有益な情報および教育を得る権利、我が子の教育を監督する親の権利が、本件によって連邦憲法上保障されたとする学説が存する (A. A. MORRIS, *THE CONSTITUTION AND AMERICAN EDUCATION*, 2nd ed. at 210 (1980))。しかしながら、連邦最高裁自身はこれらが憲法上の権利であると述べてはいない(註(10)参照)。
- (8) 本件によって、修正第一四条の保障する自由として「教師が職務を遂行する権利(原文は his right thus to teach)」が認められたからといっても、そのことから教師一般の教育権が修正第一四条の保障する自由であると是認されたとは解することとは妥当でないと思われる。本件が傍論部分で、修正第一四条の保護が及ぶ自由として「普通の職業に従事すること」を挙げていることに照らせば、Meyerの職業の一部としてドイツ語を教える権利が修正第一四条の保障する自由として認められたと解する方が妥当であろう。また、本件が、修正第一条が修正第一四条を通して州の行為に適用される原則の確立以前の判決であることも、理由のひとつとして挙げられる。恐らく、本件が現在、訴訟で争われるとすれば、教師が法律で禁止されている題材を授業に取り込むことの可否が修正第一条の学問の自由(academic freedom)との関連で問題とされることになろう。周知の通り、学問の自由の概念は一九世紀のドイツの大学に端を発するものであるが、合衆国で展開され

た学問の自由は大学および公立学校に対して一般的な学科目（教科目）を規定することを認める一方で、教師個人に対しては調査・研究の自由を認めるものである。裁判所も、教師には公立学校の教育課程を決定する権限は与えられていないとしながらも、予定された教育内容を教える方法については何らかの裁量権を有しているのだという教師の主張を認めて *ホブソン* (M. M. MCCARTHY & N. H. CAMBRON-McCABE, PUBLIC SCHOOL LAW, 2nd ed., at 285 (1987))。

(6) 262 U. S. at 399.

(10) *See, e. g.*, MORRIS, *supra* note 7, at 210, J. MENACKER, SCHOOL LAW, at 22-23 (1987). このことは、「二年後の Pierce 判決の中で、連邦最高裁が Meyer 判決を次のように位置づけていたことに由来するものと思われる。すなわち、「Meyer 判決の原則に従って、我々は、本件で問題となっているオレゴン州法（八歳から一六歳までの子どもを公立学校に就学させることを義務づけている）が、親または後見人のコントロールの下で子どもを養育し教育する自由を不当に侵害するものであることが明らかであると考ええる。……連邦憲法で保障されている諸権利は、州の権能の範囲内に属する何らかの目的と合理的に関連しない州制定法によって奪われることはない」。つまり、Meyer 判決においては親の我が子を養育する権利が連邦憲法上認められたと明言されてはいなかったけれども、Pierce 判決の中で、連邦最高裁は Meyer 判決をそのように解釈したということができそうである。

(11) 54 Cal. App. 696, 205 P. 49 (1921).

(12) 205 p. at 54.

(13) *Id.*

(14) 本判決のいう我が子を管理監督する親の憲法上の権利とは、恐らく州憲法上の権利であり、修正第一四条を根拠に連邦憲法上保障されるものではない。

(15) 81 Colo. 276, 155 P. 610 (1927).

(16) 255 P. at 613.

(17) Moskowitz, *Parental Rights and State Education*, 50 Wash. L. Rev. 623, 641 (1975).

(18) *Id.*

(19) 連邦最高裁が実体的デュープロセス (substantial due process) を放棄した一九三〇年代後半以降、教育課程に関する訴訟

はほとんどみられなくなる。しかし、六〇年代後半になると、連邦憲法上の権利と関連づけて再び訴訟が提起されるようになる (Project, *Education and the Law: State interest and individual rights*, 74 Mich. L. Rev. 1373, 1425-26 (1976))。

第四節 宗教的理由に基づく教育課程の履修拒否

親はしばしば、自らの宗教的な信念に反する特定の教育課程に我が子を参加させないことを要求してきた。裁判所は、そのような要求が学校関係者らによって尊重されなくてはならないものであるかどうかを判断する際に、教育された市民の確保という州の利益と我が子に対する親の宗教的な教育コントロールの利益とを比較衡量している。そして、公立学校における教育活動の一部について、親(または子)の宗教の自由の優越性を認め、それらへの参加拒否を認めている。

第一項 国旗敬礼行事への参加拒否

ほとんどの州は、公立学校で道徳的信条や愛国主義または民主主義原理を教えるよう規定している。国旗を敬礼すること、忠誠の誓いを暗唱すること、国歌を歌うことなどは、これらの目的のために従来より学校で行われていたことである。これらは一九三〇年代後半になると、第二次世界大戦中という時代状況も相俟って強制的に実施されるようになった。そこで、とりわけ偶像崇拜を排斥するエホバの証人派の人々が、国旗敬礼は偶像崇拜を禁じている教義を侵すものと主張して敬礼を拒否し、その結果、彼らの子どもたちが退学処分¹に処せられるようになり一連の訴訟が提起される

説
に至った。それら訴訟の争点は、国旗敬礼を強制することが信教の自由を子どもから奪うことになるかどうかという点であった。下級審の見解は分かれていたが、³一九四〇年に連邦最高裁の最初の判断が下された。Minersville School Dist. v. Gobitis 事件である。

① Minersville School Dist. v. Gobitis (1940).¹⁾

本件は、始業前の国旗敬礼を義務づけていた学区教育委員会規則に従わず、敬礼を拒否したエホバの証人派の子ども達が退学処分²⁾に処せられた事件である。

連邦最高裁は次のように述べ、国旗敬礼の強制は修正第一四条によって保障された自由を侵害するものではないと判示した。すなわち、「社会の中で、その子どもにふさわしい地位を獲得するための最良の訓練方法については、さまざまな心理学的かつ倫理の見解が多数存在する。このように見解の相違がみられ、また、非常に多くの問題を抱えるであろう国家単一の教育制度を認めることにも承服³⁾がたいために、公教育が我が国の非常に大切にしている民主制度のひとつであるとしても、我々は権利章典(Bill of Rights)に基づき州がすべての生徒を公立学校へ出席するよう義務づけるものではないと判示してきた。しかし、ある特定の教育計画や儀式が公立学校に通っている子ども⁴⁾の心に自国の制度に対する愛着をもたらすのだという州議会の信念を、(裁判所が)検閲することは非常に困難である」。

本判決の趣旨に従えば、国家目的のためには個人の自由が制限されてもやむを得ないことになる。それ故、本判決は当初から厳しい批判に晒されていた。⁶⁾そこで、わずか三年後には、連邦最高裁自ら Gobitis 判例を変更するに至り、国旗敬礼の強制は生徒に対してある信念の表明を強制するものであって、⁷⁾修正第一条⁸⁾に反し違憲であると判示した。有名

な *Barnette* 事件である。

② *West Virginia State Board of Educ. v. Barnette* (1943).⁽⁶⁾

本件事案も *Gobitis* 事件と類似しており、国旗敬礼を正課として出席を義務づけている州教育委員会規則に従わず、敬礼を拒否したエホバの証人派の子どもらが退学処分処せられた事件である。

連邦最高裁は、まず次のように述べて、強制的な国旗敬礼が心に思っていることを無理矢理告白させる行為であると性格づけている。すなわち、「強制的な国旗敬礼を支持することは『公権力のなすがまま心にもないことまでも話すよう強要されることを、個人の内心を述べる権利を保護する権利章典 (a Bill of Rights) が許している』と我々が言うことを余儀なくさせる」⁽⁷⁾。

そして更に、次のように述べ、そのような行為が修正第一条によって認められないと結論づけた。すなわち、「我々の憲法という星座の中に不動の星があるとしたら、それは、高級官吏であれ下級官吏であれ、政治、ナシヨナリズム、宗教、その他の思想的な問題について何が正統であるかを定めたり、市民にその信念を言動により告白させてはならない」ということである。……国旗敬礼と宣誓を強要した地方当局 (local authorities) の行為は憲法に定められた権限を超え、修正第一条がすべての官吏のコントロールから留保した知性と精神の領域を侵害するものだと考える」⁽⁸⁾。

本件法廷意見は個人の自由と州 (その下部機関も含む) の権限対立に専ら焦点を当て、修正第一条によって保障されている個人の知性と精神の領域を侵したことを理由に州の権限踰越を認めている。従って、被上告人らによって主張された国旗敬礼を拒否する自由は、他の生徒の敬礼を行う自由と対立するものでも否定するものでもない⁽⁹⁾と述べている。⁽¹⁰⁾

この後、州および連邦の下級裁判所において、国旗敬礼行事の行われている間、それに反対している生徒に教室からの退出を認めず起立を命じていた規則が無効にされている。¹³

また、国旗敬礼行事の最中は黙ったまま立っているか教室から退出するかの選択肢が与えられていたにも拘わらず、教室に残って静かに着席していたことを理由に生徒が停学処分を受けた *Goetz v. Ansell* 事件¹⁴では、第二巡回区控訴裁判所は「州が国旗敬礼行事への参加を強制できないならば、その不参加を処罰することはできない」と述べ、与えられた選択肢以外での抵抗行為を容認した。同裁判所は、原告の修正第一条で認められた国旗敬礼行事に参加しない権利を認める際に、*Barnett* 判決が認めた他の生徒の国旗敬礼に参加する権利および *Tinker* 判決¹⁶が提示したいわゆるティンカール（学校において生徒の表現の自由が制限されるのは「授業を著しく妨害した場合」や「他の生徒の権利を侵害した場合」に限られる）を考慮している。そして、「本件では、教室内の活動に混乱を惹き起こしたり、他の生徒の権利を侵害した証拠が何ら示されていない」と述べ、原告の抵抗行為が禁止されるものでないとした。また、同裁判所は傍論部分で、禁止される抵抗行為と禁止されない抵抗行為の境界線はどこに設定されるべきかという被告（学校関係当局）側の質問に対して、次のように答えている。すなわち、「原告は膝をついたり、寝ころがったり、逆立ちをすることは許されるのか？ また嘲笑的なしぐさをとることが許されるのか？ これらの状況は我々の前に提示されていない。……しかし、もちろん、このような混乱をもたらすような行為がなされれば、我々はそれらを保護しないとの判決を下すことに躊躇しないであろう」¹⁵。

Barnett 判決が「国旗敬礼の強制は心に思っていないことの表明を強いられることである」と述べたことによって、通常、国旗敬礼を拒否する権利は言論の自由 (*free speech*) と考えられている¹⁹ (*Barnett, Gobitis* 事件のいずれの原告も、

宗教上の理由を根拠としているにも拘わらず)。従って、Goetz 事件の様に「アメリカ合衆国においては、すべての者にとつての自由と正義は存しない²⁰⁾」との信念に基づく、宗教上の理由でない拒否も認められている。そして、同事件では、予定されている国旗敬礼の拒否行為以外の抵抗行為の是非の判断に、学校での生徒の表現の自由の制約ルールであるティンカールールが適用された。

このようにみえてくると、国旗敬礼拒否の問題は、当初は親の宗教の自由に基づく教育課程の履修拒否に関するものとして把握できたが、現在ではむしろ、生徒個人の学校における表現の自由の問題として理解する方が妥当であろう。

いずれにせよ、国旗敬礼拒否の自由はそれを行う他の生徒の自由を否定するものではない。また、拒否行為が正当と認められるためには、教室内に混乱をもたらさない等の一定の要件が課せられていることができる。

第二項 性教育の履修拒否

裁判所は、性教育を教育課程にとり込むか否かといった非常にセンシティブな問題も含めて、公立学校の教育課程をコントロールする州議会の一般的な権限を支持してきている。しかしながら、その一方で、性病・避妊法・墮胎等を取扱う性教育に対する宗教的理由に基づく履修拒否も限定的ながら認めている。

① *Cornwell v. State Board of Education* (1969)²¹⁾

本件は、すべての初等・中等学校で性教育の実施を要求する州教育委員会規則(*Law*)の執行差止を求めて提訴された事件である。連邦地裁は次のように判示している。すなわち、「メリーランド州法典第七七編第六節に基づき、州教

説 育委員会は、州の教育政策を決定し公立学校行政に関する規則を決めることができる。……当該規則は州教育委員会に付与された教育課程決定権の恣意的かつ不当な行使に当たらない」と述べ、本件規則は適法と判示した。そして更に、「親は学校における性教育を妨げ、性教育を家庭でのみ行うという排他的な憲法上の権利を有しない」とし、連邦最高裁判例を引用して、「子どもの健康についての州の利益は宗教の自由や親の監督権に優越する」と述べ原告の訴えを退けた。そして翌年、連邦控訴裁は本判決を支持する判決を下した。

② *Medeiros v. Kiyosaki* (1970).⁽²⁸⁾

本件は、五、六年生に対して行われる性教育が上告人（原告）らのプライバシーおよび信教の自由に対するものであるとして、家庭生活と性教育という授業において用いられているフィルムの使用の差止を求めて提訴された事件である。また、上告人らは、当該性教育プログラムは州教育委員会の州教育局に対する不当な権限委任によってなされた不法なものであるとの主張も行っている。

ハワイ州最高裁は、まず、プライバシー権侵害の主張に対して、本件で採用されていた性教育履修拒否の制度に言及した後、次のように判示した。すなわち、「このプログラムは強制されたものではなく、それ故、上告人らのプライバシー権を不必要に広範な手段によって侵害したものはみなし得ない」。

また、信教の自由に対するとの主張に対しては、「州によって導入された性教育プログラムが、ある市民の宗教的信念に反するものだとして違憲であると認めることは、*Edperson* 判決によって禁じられたこと」同判決は、進化論に対する宗教的な反対を認めて学校が進化論を教えることを止めてしまうことが国教樹立禁止条項に違反することを示唆している」⁽²⁹⁾を行うことになる⁽³⁰⁾と判示した（「」は筆者付す）。

そして、不当な権限委任の主張に対しても、「州教育委員会が公立学校のために教育計画を整備決定する広範な裁量の権限を有していることは何ら問題がない」³⁴⁾と述べ、上告人の主張をすべて退けた。

③ Valent v. New Jersey State Board of Education (1971).³⁵⁾

本件は、我が子が性教育の授業に出席するよう要求されることが、連邦憲法上の権利(とりわけ信教の自由)を侵害するものと主張する親によって提訴された事件である。これに対し、州教育委員会側は略式裁判(summary judgement)を申請した。これに対して、ニュージャージー州最高裁は、本件では、性教育への出席強制が州および連邦憲法に反するか否かという論点、つまり、上告人の子ども達に対する信教の自由を侵害するかどうかという論点が提起されているため、略式裁判は否定されるとした。

同裁判所は、当該性教育が信教の自由を侵すものであるとの主張に対して、「修正第一条、とりわけ信教の自由条項は、宗教的な信念に対して誠実な人——それがたとえパーセントであれ一人であれ——を保護するものである。州政府の利益が攻撃に耐え得るものであり、州教育委員会が性教育を行う権限を有しているとしても、彼らが実施しようとしている方法は合理的であろうか。……州もしくは地方教育委員会が、親の反対を押し切つてまで、子どもに出席を要求することは不可欠のことがらであろうか」と述べたうえで、結論的に「個人の良心は性教育プログラムを拒否することによって完全に保護され得ると思われる」と判示した。

以上のことから、性教育の履修拒否に関して、次の点が明らかにされたといえる。すなわち、宗教上の理由によつても、性教育プログラム自体を廃止するような親の権利は認められない。つまり、いかなる教育課程を生徒に与えるかに

説論
ついでには、州の広範な裁量権が親の権利に優越していることができる。しかしながら、親の反対があるにも拘わらず性教育の履修が強制されるような場合には、修正第一条違反とみなされ、履修免除等の措置が採られることが要求される。

第三項 体育の履修拒否

① *Mitchell v. McCall* (1962).¹⁸⁾

本件では、宗教上の理由による体育の履修拒否が問題となつた。原告の娘は、体育の授業時に指定されている服装を着用することが宗教的に不謹慎で罪深いことだとして、受講を拒否し停学処分を受けた。しかし、原審での弁論の中で、学校側は、彼女が適切と考える服装で体育の授業に参加すること、および、その服装で行うには不真面目と思われる運動を行う必要はないことを認めた。その結果、原審では、当該女生徒は体育の授業を受けることを条件に復学が認められた。³⁹⁾ところが、原告である父親は、我が子が宗教上不謹慎な服装をしている他の生徒や教師の面前で授業に参加することを強要されるのは、我が子の信教の自由を侵害するものだとしてアラバマ州最高裁に上訴した。同裁判所は、本件においては宗教的信条に対し妥当な譲歩が行われていることを考慮し、原判決を支持して、復学する以上上告人の娘は体育の授業を受けなくてはならないと結論づけた。⁴⁰⁾

本件では、体育の授業計画（必修）が地方教育委員会の正当な権限行使の範囲内であることが強調され、個人の宗教的な良心に反しても一般法(General laws)に従うことが要求されるとされた。

② Moody v. Cronin (1979).⁽¹¹⁾

本件は、ペンテコスト派 (the United Pentecostal Church) のメンバーである原告らに対して体育 (男女が一緒に行っている) の授業への出席を強いることが、修正第一条によって保障された信教の自由を否定するものであるとして、宣言的判決および差止命令による救済を求めて提訴された事件である。

連邦地裁は、原告らが共学の体育の授業に出席することによって、服装に対する価値観や態度に、ペンテコスト派の信条に反するような世俗的な影響を受けることになり、それが宗教的な成長や信者の共有する生活様式への適応過程の妨げになると述べ、出席を強要する州の利益よりも原告の信教の自由が優越すると判示した。⁽¹²⁾ また、州には、原告らを体育の授業に参加させるために、他のとり得る手段——本件に関していえば、男女別々に授業を行うか、個別的に授業を行うかの少なくとも二つの手段があったとされる——があったことを理由に、手段審査の側面からも憲法違反が認められた。⁽¹³⁾

体育の履修拒否の問題も、性教育同様、体育の授業計画を立案・実施する州の (その下部機関を含めた意味での) 広範な権限の優越性が前提とされている。親には信教の自由を根拠に、体育の授業計画そのものを否定することは認められない。しかし他方、州側には、親の宗教的な反対を尊重し何らかの代替手段を講じること (ここでの二判例をみる限りでは、体育の履修拒否については性教育と違い、授業を受けないという形での履修拒否が問題となっていない) が求められているということができよう。

第四項 視聴覚機器を使用した授業の履修拒否

① Davis v. Page (1974)⁴⁵⁾

本件では、視聴覚機器を用いる授業の履修拒否が問題となった。原告の属するルーター派(Apostolic Lutherans)の教義に従えば、映画、テレビ、ラジオ、視聴覚装置による映像等を見聞きすることは罪とされていた。それ故、原告は、我が子(小学生)が視聴覚機器を用いた授業に出席するよう強要されることは、親の信教の自由と教育権を侵害するものであるとして、損害賠償を求めて提訴した。連邦地裁は視聴覚機器の使用目的に着目して、視聴覚機器が催し物(entertainment)のために使用されたときには退出できるが、教育目的で使用された場合には退出できないと判示した⁴⁶⁾。かかる判断の基礎には次にみるように、統一的な教育計画および学校運営上の効率を維持することが考慮されていたと思われる。すなわち、「児童や親に出席したい課目の選択を認めるならば、児童たちの間に宗教的な対立を生み、不和と嘲笑が蔓延するであろう。……州はかかる対立を防止する法的な利益を有する。世俗的な教育活動の結果として、親の憲法上の権利が侵害され、それを避けるための唯一の方法が児童に全課目の免除を認めるしかない場合には、すべての児童を平等に取扱う州の利益が優先する」⁴⁶⁾。

このような親の憲法上の権利よりも州の教育に係る利益を優先するとの本件での判断は、「原告の主張は信教の自由を真に訴えるものではなく学校で教えられる価値に反対するものである」と裁判所が確信していることに由来している⁴⁸⁾。

以上、本節で取扱った一連の判決によれば、親の宗教的な反対に対する配慮として何らかの履修(参加)拒否の手段

が講じられている限り、教育課程の問題に口を挟むことに消極的な裁判所の態度が窺える。教育課程を通して教えられようとする価値観が問題となっている場合には、州の教育哲学や親の宗教的価値観等にまで立ち入らざるを得ず、裁判所自身これらの問題解決を裁判で行うことが望ましいと考えてはいなかったように思われる。

註

- (1) W. R. HAZARD, *EDUCATION AND THE LAW*, 2nd ed., 48 (1978).
- (2) 千葉卓『教育をうける権利』(北海道大学図書刊行会・平成二年)四七頁、上原真雄『アメリカ教育行政の研究』(東海大学出版会・昭和四六年)二三四頁参照。第二次世界大戦勃発までには、少なくとも一二州(アリゾナ州、デラウェア州、アイダホ州、カンサス州、メリーランド州、マサチューセッツ州、ネブラスカ州、ニュージャージー州、ニューヨーク州、ロードアイランド州、ワシントン州等)が法律によって国旗敬礼を義務づけていた(上原・前掲書、二四二頁)。
- (3) E. F. REUTER, *THE LAW OF PUBLIC EDUCATION*, 3d. ed., 160 (1985).
- (4) 310 U. S. 586 (1940).
- (5) *Id.*, at 599.
- (6) HAZARD, *supra* note 1, at 161. *Gobitis* 判決以後、エホバの証人派の国旗敬礼拒否が国家に対する重大な裏切り行為としてみなされるようになり、彼らに対する迫害行為が全国的に頻発した。例えば、オクラホマ州では、国旗敬礼を拒否して退学処分を受けた生徒たちを集めて教育していた者までが、国旗敬礼を実施していないとの理由で処罰された(上原・前掲書、一三七頁)。
- (7) 319 U. S. 624, 633-634 (1943).
- (8) *Gobitis* 事件では国旗敬礼の強制が修正第一四条との関わりで問題とされていたが、*Barnette* 事件では修正第一条との関わりで取り扱われている。*Gobitis* 事件連邦最高裁判決(一九四〇年六月三日)の約二週間前に出された *Cantwell v. State of Connecticut* 事件連邦最高裁判決(一九四〇年五月二〇日)によって、「修正第一条の信教の自由は修正第一四条によって

保障されている『自由』であり、州に対しても適用される」との原則が確立したことによるものと思われる。

(6) 319 U. S. 624 (1943).

(10) *Id.* at 634.

(11) *Id.* at 642.

(12) *Id.* at 630.

(13) *See* *State v. Lundquist*, 278 A. 2d 269 (1971); *Banks v. Board of Public Instruction of Dade County*, 314 F. Supp. 285 (S.

D. Fla. 1970), *aff.* 450 F. 2d 1103 (5th Cir. 1971).

(14) 477 F. 2d 636 (2nd Cir. 1973).

(15) *Id.* at 638.

(16) 393 U. S. 503 (1969). ベトナム戦争に反対する意思表明として黒い腕章を着用して登校した生徒らに対して、腕章着用

が修正第一条の保障する象徴的表現であるとし、学校における生徒の表現の自由を認めたケースである。

(17) 477 F. 2d at 638.

(18) *Id.*

(19) もっとも、連邦最高裁が、*Barnett* 判決の中で、国旗敬礼を拒否する権利が修正第一条の言論の自由によって保障されていると明言しているわけではない。むしろ、非常に曖昧な表現を用いて国旗敬礼拒否を認めているために、国旗敬礼拒否は信教の自由に関わる問題なのか、それとも言論の自由に関わる問題なのかという点について混乱が生じている。例えば、信教の自由の問題だと捉えたと、無神論者が国旗敬礼を拒否した場合はどのように処理するのかという疑問が生じてくる。他方、言論の自由（内心を表明する自由）と捉えたと、州がある人に言論行為を要求することができるような場合に、その人の内心の一部をコントロールする結果を招くことになりはしないかという疑問が生じてくる。

また、必ずしも以上のいずれかの自由に関係づけようとするのではなく、生徒の意見統一を図るために公立学校が行う試みは内心の自由を侵すものとして許されないのだと解する立場に対しても、次のような疑問が提示される。つまり、学校の意見統一の試みが、民主的な政治体制の維持のための基本的な価値を教えることにあつた場合はどのように考えるかということである。生徒の意見統一を図る試みが内心の自由を侵すものであるとの解釈は、公立学校がコミュニティの価

値を故意に助長したり促進したりすることが憲法違反であることを意味するであろう。従って、このことは、連邦最高裁が一九八二年の *Board of Education v. Pico* (457 U. S. 853) 判決において、全員一致で「公立学校は民主的な政治体制の維持のために必要な基本的価値を教えるのに極めて重要である」と認めたことと平仄が合わなくなっているのである(以下に引く)。A. A. MORRIS, *THE CONSTITUTION AND AMERICAN EDUCATION*, 2nd ed., 202 (1980); T. VAN GEEL, *THE COURTS AND AMERICAN EDUCATION LAW* 189 (1987) (参照)。

(20) 477 F. 2d at 636.

(21) 々の他にも例えば、親は我が子に対して性的な事柄について教える憲法上の排他的権利を有している (*Citizens for Parental Rights v. San Mateo School Board*, 51 Cal. App. 3d 1, 124 Cal. Rptr. 68 (1975); *Hopkins v. Handen Board of Education*, 29 Conn. Supp. 397, 289 A. 2d 914 (1971)) とか、性教育を学校で行うことは憲法上のブライバシーの領域を不必要に侵害する (Citizens for Parental Rights v. San Mateo School Board, *id.*; *Medeiros v. Kiyosaki*, 52 Haw. 436, 478 P. 2d 314 (1970)). 本文の(2)判決) とした主張がなされているが、いずれも退けられている。また、平等保護に反するとの主張も、性教育プログラムはさまざまな宗教的信念を有するすべての生徒に対して平等に適用されていることを理由に退けられている (*Hopkins v. Handen Board of Education*, *id.*)。

(22) 314 F. Supp. 340 (D. Md. 1969).

(23) *Id.* at 342.

(24) *Id.*

(25) *Prince v. Massachusetts*, 321 U. S. 158 (1944). 本件は、エホバの証人派を信仰する九歳の少女に対して、信仰者としての義務である宣伝紙販売行為を児童保護の立場から禁止したことが問題となった事件である。

(26) *Corrwell*, 314 F. Supp. at 344.

(27) 428 F. 2d 471 (4th Cir. 1970), *cert. denied*, 400 U. S. 942 (1970).

(28) 52 Haw. 436, 478 P. 2d 314 (1970).

(29) 本件では、学校へ書面による欠席届を提出することによって性教育の履修が免除されたり、親・児童のいずれに対しても事前にフィルムを見る機会が与えられていたり、毎週月曜日の夜には同フィルムがテレビ放映され、それを見てフィル

- ムの内容をチェックした上で欠席届を提出し得る等の履修拒否制度 (excuse system) が採用されていた。
- (30) 478 P. 2d at 317.
- (31) 393 U. S. 97 (1968). 本件では、公立学校において進化論を教えることを禁じていた州法が修正第一条に違反するとされた。
- (32) *Id.* at 109. *See also*, Hopkins v. Hamden Board of Education, 29 Conn. Sup. 397, 289 A. 2d 914, 922 (Conn. C. P. 1971).
- (33) 478 P.2d at 319.
- (34) *Id.*
- (35) 274 A. 2d 832 (1971).
- (36) *Id.* at 840.
- (37) *Id.* at 840–841.
- (38) 143 So. 2d 629 (Ala. 1962).
- (39) *Id.* at 630.
- (40) *Id.* at 632.
- (41) 484 F. Supp. 270 (C. D. Ill. 1979).
- (42) *Id.* at 276.
- (43) *Id.* at 277.
- (44) 385 F. Supp. 395 (D. N. H. 1974).
- (45) *Id.* at 406.
- (46) *Id.* at 405–406.
- (47) *Id.* at 402–404, 405–406.
- (48) Project, *Education and the Law : State interest and individual rights*, 74 Mich. L. Rev. 1373, 1437 (1976).